

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。